

ルーディメンツ通信

2024年
1月号

～気軽に読めて役に立つマネー情報をお届けします！～

特集 投資信託にかかる3つの手数料とは？

今回は投資信託にかかる手数料についておさらいしていきましょう。

投資信託とは、「投資家から集めたお金をひとつの大きな資金とし、株式や債券などに投資をしていく金融商品」のことをいいます。国内外の様々な商品に投資ができる反面、手数料がかかります。投資信託の主な手数料には、購入時手数料・運用管理費用・信託財産留保額の3つがあります。この中でも運用リターンに大きく影響するのは、保有中ずっと負担し続ける運用管理費用。これは長期運用をすればするほど、リターンへの影響が大きくなります。

商品を選ぶ時には、一度手数料をチェックしてみるとよいでしょう。



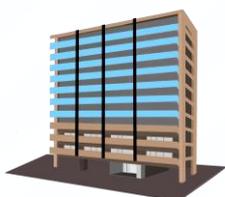
名称	いつ？	内容
購入時手数料	購入時	購入金額に対して0～3%程度。販売会社に対して購入時に1回だけ支払う。販売会社がある程度自由に決められるため、同じ商品でも販売会社により手数料は異なる。
運用管理費用	保有中	運用残高に対して0.1%～3%程度。運用・管理の報酬として、運用会社・販売会社・信託銀行に支払う。保有している間ずっと支払い続けるため、運用リターンに大きく影響する。信託報酬ともいう。
信託財産留保額	売却時	売却金額に対して0～0.3%程度。売却時には投資信託の中でも証券を売却する必要があり、そのコストを売却する投資家自身が負担するもの。金融機関の利益になるものではない。

? マネークイズのコーナー

地震が多い日本では、建築基準法により耐震基準が設けられており、時代とともにその基準が厳格化されています。

では、新耐震基準はいつから適用されたのでしょうか？

- 1 1981年6月
- 2 1995年6月
- 3 2000年6月



(答えは裏面にあります！)

今月のお知らせ

1月は「睦月」とも呼ばれますが、これは正月に親戚一同が集まる「睦び(親しむこと)」から由来すると言われています。

「如月」は寒さが残る2月に衣を重ね着する「衣更着」、「弥生」は「木草弥生い茂る月」が短くなったと言われるなど、四季折々の風景が浮かぶ美しい言葉たちです。



コラム 災害や盗難などの損害は、確定申告で雑損控除の手続きを！

災害や盗難などで資産の損害を受けた場合、確定申告をすることにより、損害額に応じて所得控除を受けることができます。これを「雑損控除」といいます。

雑損控除を利用すれば、所得税や住民税の軽減につながります。損害額が大きくその年の所得から控除しきれなければ、翌年以降 3 年間(特定非常災害の場合は 5 年)繰越控除を受けることもできます。

雑損控除を受けるには、次の 2 つの要件を満たす必要があります。

- ・資産の所有者が確定申告をする納税者本人、または納税者と生計を一にする配偶者やその他の親族で、その年の総所得金額が 48 万円以下の人であること
- ・損害を受けた対象資産が、生活に通常必要な資産であること

例えば、自動車なら通勤用の車は対象ですが、スポーツカーは対象外。別荘やゴルフ会員権、1 個 30 万円超の貴金属なども対象外となります。

雑損控除の計算は①、②のいずれか多い方の金額となります。

- ① (損害額 + 災害等関連支出の金額 - 保険金の額) - (総所得金額等) × 10%
- ② (災害等関連支出の額 - 保険金の額) - 5 万円

なお、災害で損害を受けた場合は、「災害減免法」による税の軽減免除を利用できる場合もあります。雑損控除と災害減免法ともに対象となる場合は、有利な方を選択利用できます。適用対象かよく分からないという方は、早めに税務署に相談に行くといでしょう。



A マネークイズの答え

正解:1

新耐震基準が施行されたのは 1981 年 6 月 1 日。これにより、1981 年 5 月末までの基準は「旧耐震」、6 月 1 日以降の基準が「新耐震」と呼ばれています。

建築確認が完了した日が 1981 年 6 月 1 日以降であれば「新耐震基準」の建物となります。

編集後記

今年は元日(1日)が月曜日で、1月は週の初めが分かりやすいですね。

弊社は 5 日(金)から営業を開始します。

今年は新 NISA 制度元年です。今まで投資をしていなかった方が、新 NISA を利用して投資家デビューされるのをサポートしますので、お気軽にご相談下さい。

初回相談 60 分は無料です
(オンライン相談も OK)

発行

独立系 FP 事務所 株式会社 ライフアーキテクチャ

東京都八王子市長房町1038 TEL042-665-7321

資産形成のご相談はお電話、又はHPのお問い合わせから